

## 事業性融資推進本部の運営について

事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和 7 年政令第 243 号）第 20 条の規定に基づき、事業性融資推進本部（以下「本部」という。）の運営について以下のとおり決定する。

### 1. 本部会合への出席要請について

本部は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

### 2. 議事の公開について

本部会合は非公開とし、議事録は、原則として、本部会合終了後速やかに発言者名を付して公開する。

### 3. 配付資料の公開について

本部会合で配布された資料は、原則として、本部会合終了後速やかに公開する。

### 4. 今後の進め方について

- ・ 事業性融資の推進等に関する法律（令和 6 年法律第 52 号）第 5 条第 1 項の基本方針については、概ね 5 年後を目途にこれを変更する。
- ・ 本部及び事務局の会合は、上記のほか、必要に応じて開催する。